

## 亀沢地区地区計画の変更（案）の縦覧（意見書提出）について

- 1 案の縦覧期間及び時間  
平成29年4月17日（月）～5月1日（月）  
8時30分～17時15分  
土・日曜日、祝日を除く
- 2 案の縦覧場所  
都市計画課（区役所9階）
- 3 対象  
地区内にお住まいの方または案に利害関係のある方
- 4 意見書の提出について
  - ア 書式は自由です。以下の内容をご記入下さい。  
名称（亀沢地区地区計画とご記入ください）  
住所  
氏名もしくは団体名  
電話番号  
案に関する意見書
  - イ 提出先  
〒130-8640  
墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
墨田区都市計画部都市計画課 景観まちづくり担当（区役所9階）  
（TEL）03-5608-6266  
（FAX）03-5608-6409  
郵送、ファックスまたは持参にて提出して下さい。
  - ウ 提出期限  
平成29年5月1日（月）必着

# 今後のスケジュール

	平成28年		平成29年					
	11月	12月	2月 ~ 3月	4月 ~ 5月		6月頃		
景観形成重点地区の指定にむけた <b>景観計画変更の 手続き</b>	素案 説明会 11/12 11/15	素案 (修正版) 説明会 12/10 12/14	原案 説明会 2/3 2/4	パブリック コメント	説明会 4/13 4/15	都市計画 審議会	景観計画 変更の 決定	景観 条例の 改正
景観形成重点地区 の指定に伴う <b>地区計画変更の 手続き</b>				原案 の 縦覧			案の 縦覧	地区計画 変更の 都市計画 決定